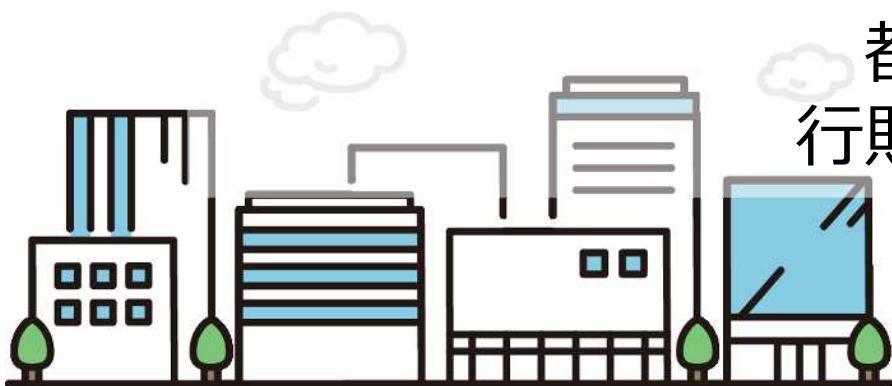


令和7年11月21日
都市経営戦略会議 資料

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方 (素案)



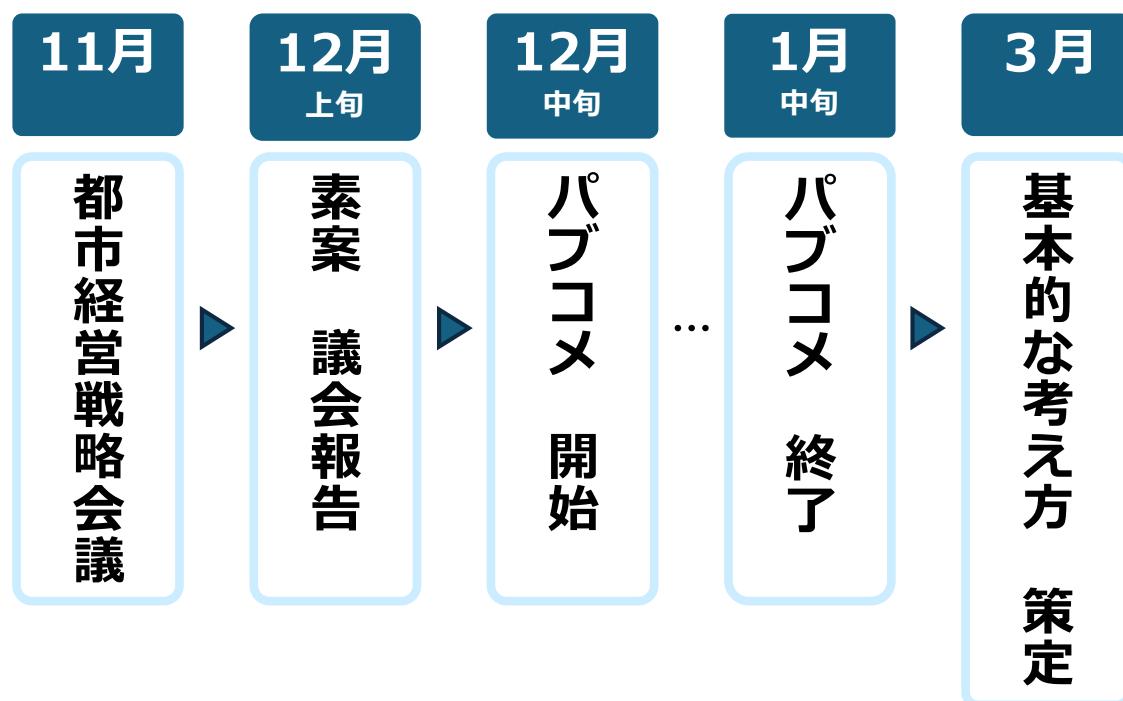
都市戦略本部
行財政改革推進部



【審議事項】

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方 (素案) について

- ・ **素案を確定**したのち、**パブリック・コメントを実施**し、
- ・ 令和8年3月に「**公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方**」**を策定**してよろしいか



■ 説明の流れ

1. 主な検討経過
2. 素案の概要
 1. 見直しの必要性
 2. 使用料見直しに関する基本方針
 3. 統一的な基準を適用する公の施設
 4. 受益者負担割合の考え方
 5. 使用料の算出方法
 6. その他の留意事項
3. 進め方・スケジュール

1 主な検討経過

課題の顕在化

～令和5年度

コロナ禍以降 物価高騰や人件費上昇に伴う課題が
徐々に顕在化

検討具体化

令和6年度 上半期

意見聴取

令和6年度 下半期

市民意見

市民アンケート、オープンハウス（資料展示型説明会）、ワークショップ
利用者・施設管理者アンケート など

有識者意見

行財政シンカ力推進会議（令和6年9月、令和7年1月）

議会報告

総合政策委員会（令和6年 9月、12月、令和7年2月）

骨子案

令和7年度 上半期

議会報告

総合政策委員会（令和7年6月）

市民意見

オープンハウス（資料展示型説明会）

素案

令和7年度 下半期

2 公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方 (素案) の概要

2 素案の項目

考え方については、以下の6項目で構成

1 見直しの必要性

- (1) 背景等
- (2) 統一的な基準の必要性

2 使用料見直しに関する基本方針

- (1) 受益者負担の基本的な考え方
- (2) 経費縮減の取組
- (3) 施設の利用率向上に関する取組
- (4) 使用料の定期的な見直し

3 統一的な基準を適用する公の施設

4 受益者負担割合の考え方

5 使用料の算出方法

- (1) 使用料算定の考え方
- (2) 原価（コスト）の考え方

6 その他の留意事項

- (1) 使用料の減免に関する取扱い
- (2) 利用料金制を導入している施設について
- (3) 経過措置について
- (4) 市外在住者向けの使用料の設定について

次の項目に関する整理が、素案のポイントとなります。

P 7-8 使用料見直しに関する基本方針（特に「使用料の定期的な見直し」）

P 10-13 受益者負担割合の考え方

P 14 使用料の算出方法

2 – 1 見直しの必要性

(1) 背景等

- ・ 老朽化が進む多くの公共施設で、大規模改修や建て替え等が必要となることから、今後の財政運営は厳しくなっていくことが見込まれる。
- ・ 将来にわたって必要な市民サービスを維持し、かつ、的確に実施するため、受益者負担の更なる適正化に取り組む必要
- ・ 継続した維持管理コストの縮減が前提

(2) 統一的な基準の必要性

- ・ 旧4市が合併して以降、全庁的な見直しを実施しておらず、定期的に行う仕組みの構築が必要
- ・ 施設を利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、使用料に係る統一的な基準の策定が必要

2 – 2 受益者負担の基本的な考え方

(1) 受益者負担の基本的な考え方

公平性・
公正性

使用料の設定に当たっては、施設を利用する方が応分の負担をする「受益者負担の原則」に基づくこととし、**利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保すること**とします。

(2) 経費縮減の取組

効率性

管理者は常に高いコスト意識を持ち、継続した経費縮減の取組によって、効率的かつ効果的な施設運営に努めることが必要です。

(3) 施設の利用率向上に関する取組

市民サービス
向上

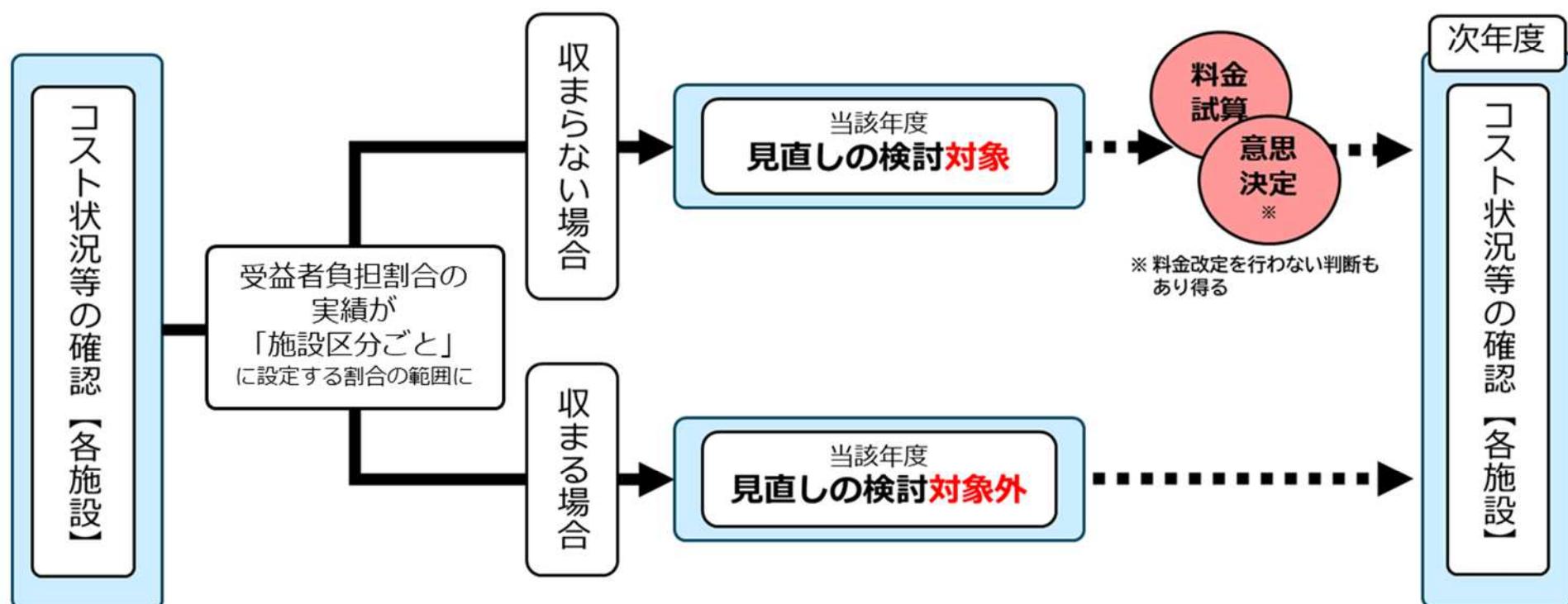
安定した使用料収入の基礎となる施設の利用率向上に努めるとともに、利用者の満足度を高める取組を図ることによって、サービスの充実と質の向上に努めます。

(4) 使用料の定期的な見直し

実効性

- 「受益者負担の適正化」を目的として、時々のコストの変化や経済情勢の動向等を適切に反映するため、**毎年度コストの状況を確認します。**
- 確認の結果、施設区分ごとに設定する受益者負担割合と乖離する場合は、使用料見直しの検討を実施することとします。**

定期的な点検から見直し検討の着手までのフロー



2 – 3 統一的な基準を適用する公の施設

地方自治法第225条に基づき使用料を徴収することができる“公の施設”を対象

<対象外の施設>

- ・使用料の額又は算定方法が、法令や国、県の基準等に定められている施設
- ・独立採算が求められる施設(地方公営企業法の適用施設)
- ・備品の使用料
- ・さいたま市行政財産の使用料に関する条例による行政財産の使用に係る使用料

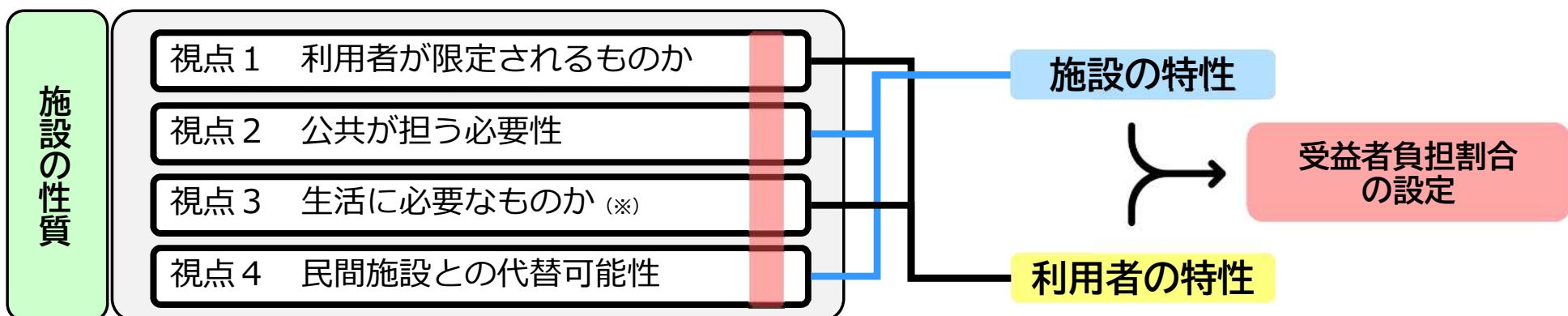
2-4 受益者負担割合の考え方

対象とする全ての施設において、受益者負担の原則を一律に適用することは難しいことから、各施設の設置目的や行政サービスに応じて受益者負担割合を設定

2つの基準（施設特性・利用者特性）を組み合わせ、
分類した区分ごとに“受益者負担割合”を設定

施設の特性（民間施設との代替可能性・公共が担う必要性）

利用者の特性（選択性、私益性、占有性）



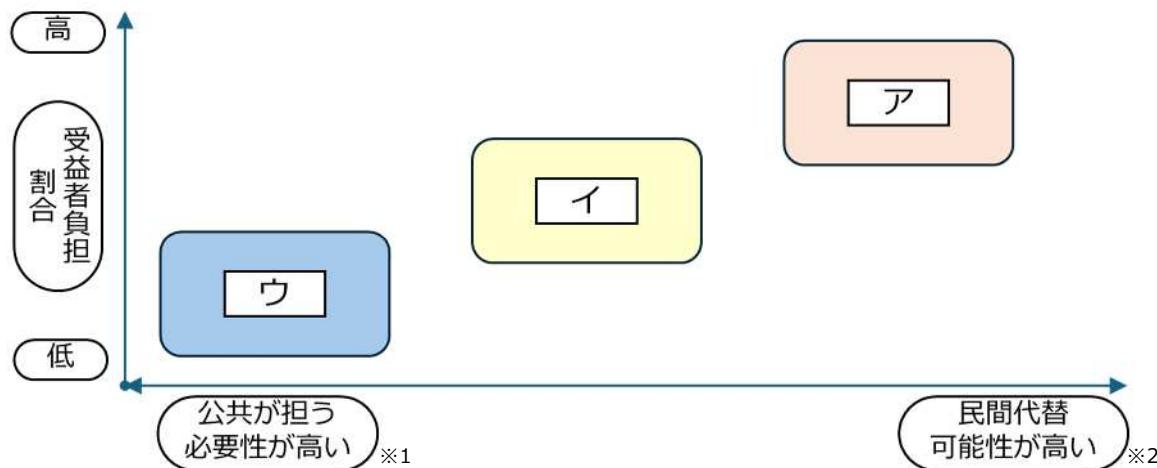
※「みんなの暮らしに欠かせないもの」か、「利用する人の生活をより豊かにするもの」か

2-4-1 施設特性による区分

施設特性による区分は、
3区分「ア」～「ウ」とし、以下のとおり分類

- ア 受益者負担割合 高
- イ 受益者負担割合 中
- ウ 受益者負担割合 低

区分	公共が担う必要性	民間施設との代替可能性	受益者負担割合
ア	低	高	[高]
イ	中	中	[中]
ウ	高	低	[低]



※1

公共が担う
必要性が高い



行政による安定的な提供が望ましい施設

※2

民間代替
可能性が高い



民間事業者による継続的な運営が可能な施設

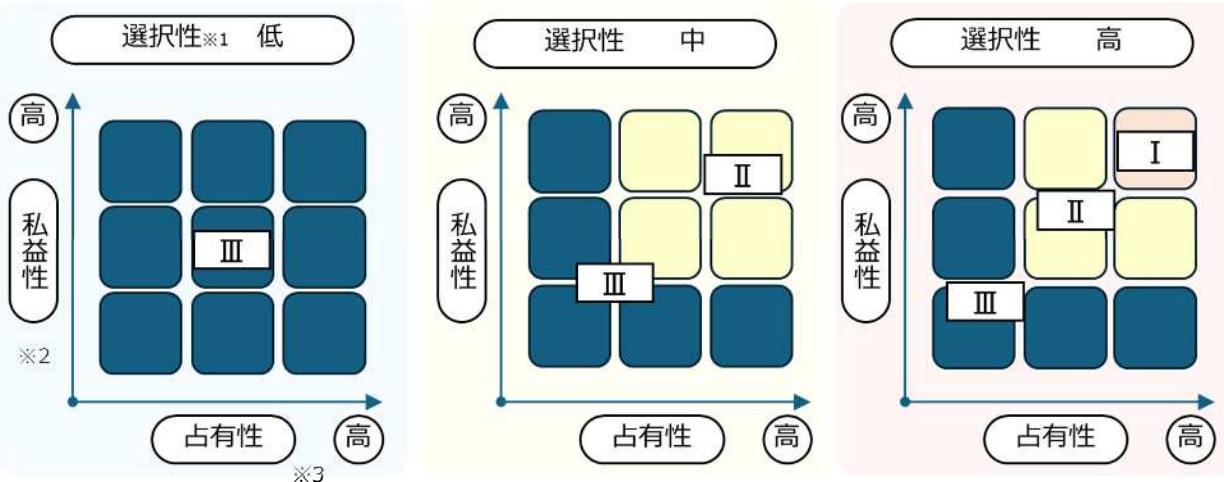
2-4-2 利用者特性による区分

利用者特性による区分は
3区分「I」～「III」とし、以下のとおり分類

- I 受益者負担割合 高
- II 受益者負担割合 中
- III 受益者負担割合 低

区分	「選択性 × 占有性 × 私益性」の組合せ			受益者負担割合
I	高	高	高	[高]
II	高	高	中	[中]
II	高	中	中	[中]
II	中	中	中	[中]
III	高	高	低	[低]
III	高	中	低	[低]
III	高	低	低	[低]
III	中	中	低	[低]
III	中	低	低	[低]
III	低	低	低	[低]

※低が1つ以上ある場合に、「III（受益者負担割合：低）」で整理

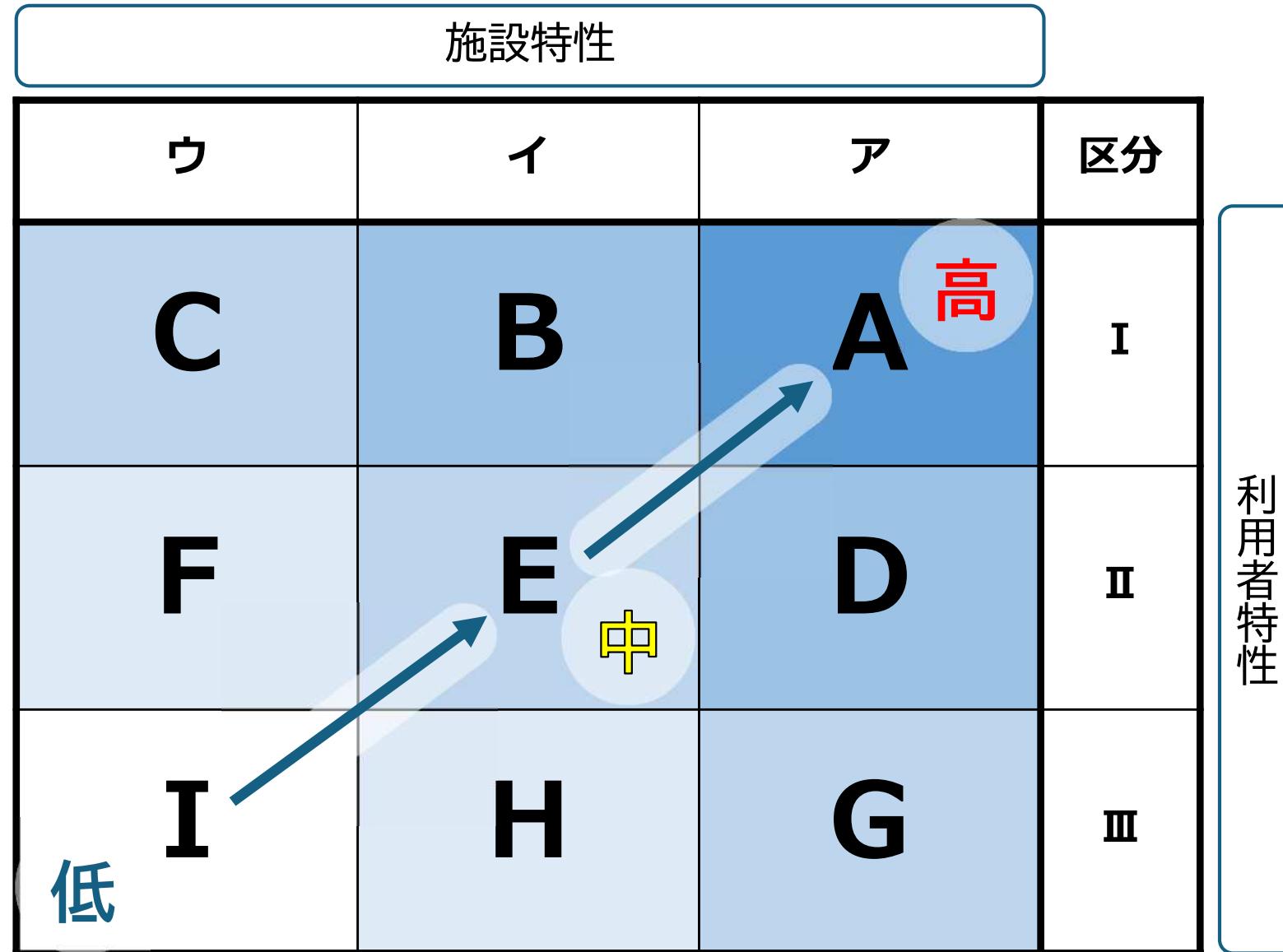


※1 選択性 ► 施設を利用する・しないが、利用者の意思に委ねられる施設

※2 私益性 ► 利用する人にのみ“その効果”が波及する施設

※3 占有性 ► 利用者がその施設を専用で使用し、他の人が同時に利用できない性質の施設

2 - 4 - 3 受益者負担割合の区分



2-5 使用料算定の考え方

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

原価（コスト）の考え方

- ・ 使用料を算定するための原価（コスト）は、公の施設の管理運営に係る経費（ランニングコスト）とします。

具体的な使用料の算出例

1人当たり・1室当たりの使用料

$$\text{1人当たりの使用料} = \text{1人当たりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

$$\text{1室当たりの使用料} = \text{1室当たりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

2 – 6 その他の留意事項

（1）使用料の減免に関する取扱い

- ・ 一定の行政目的の達成等のため、減免措置が必要な場合がある。
- ・ ただし、減免措置は、あくまで「受益者負担の原則」の例外
- ・ 社会情勢の変化等に合わせて適切に見直す。

（2）利用料金制を導入している施設について

- ・ 指定管理者制度による利用料金制を導入している施設について、本基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例等に設定する上限額

（3）経過措置について

- ・ 使用料の見直しに当たって、原則、受益者負担とした原価分全額を使用料に適切に転嫁するが、以下に該当する場合には、**経過措置により改定額を調整**することとする。
 - ・ **改定前の使用料に比べ大幅な増額が生じる場合**
 - ・ **民間や隣接自治体の類似施設・行政サービスの使用料を大幅に上回る場合**
- ・ 経過措置により調整した使用料について、施設運営費の縮減等を図った上でもなお、**増額の改定が必要な場合**には、**使用料の段階的な引き上げなど、「受益者負担の適正化」の観点から適切な見直し**を図る。

（4）市外在住者向けの使用料の設定について

- ・ 公の施設は、**主に市税により建設及び維持管理・運営**が行われている。
- ・ 使用料の算出方法は、市内在住者を基本に設定
- ・ 市外在住者の利用も想定している施設があることから、市内在住者との均衡を図るために、市外在住者向けの使用料の設定も必要
- ・ 施設の特性等により、市内在住者と異なる料金を市外在住者の利用に際して求めることができるものとする。

（5）その他

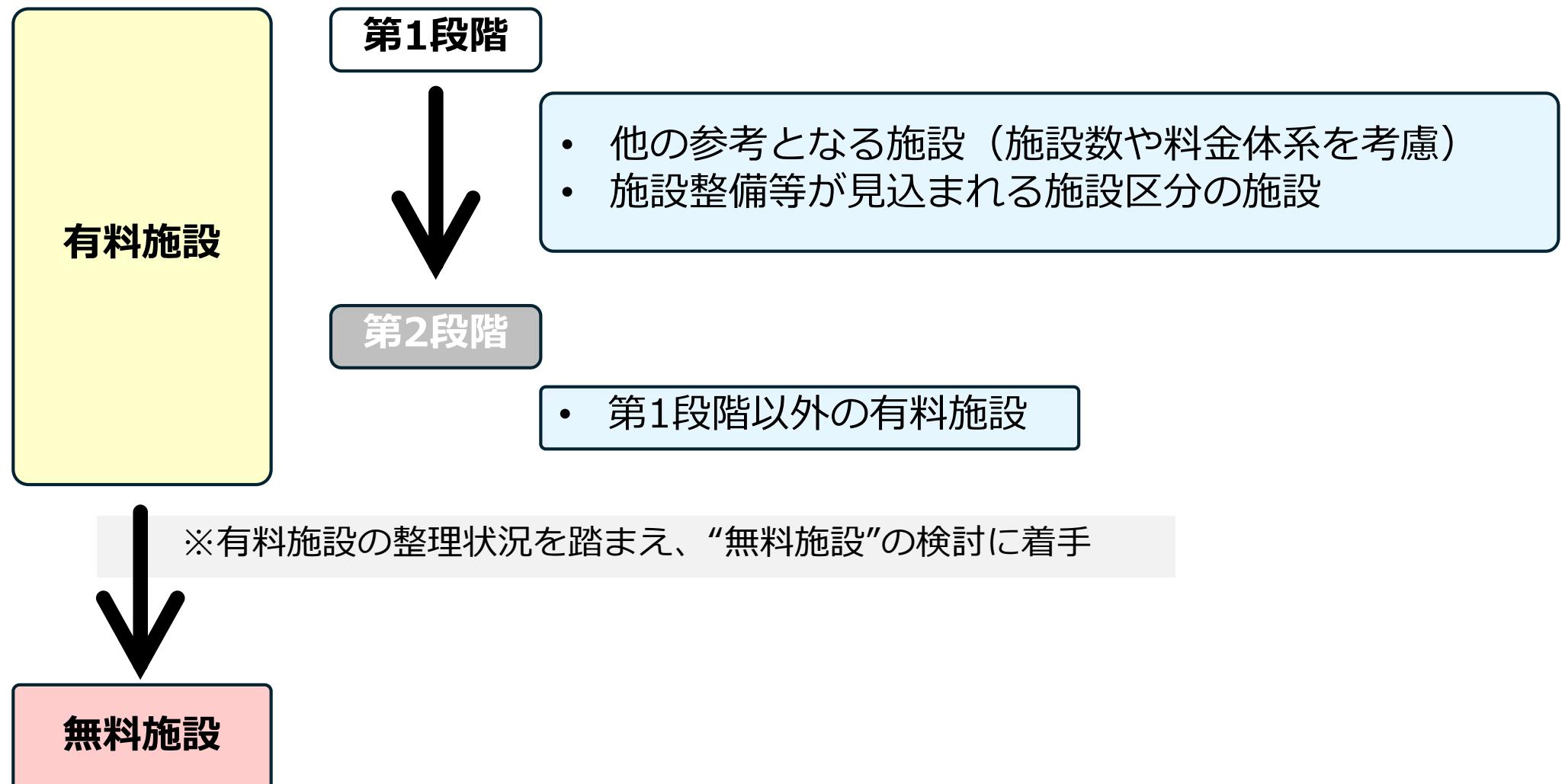
- ・ 基本的な考え方に基づき使用料の算定を検討する過程において、その方法により難い場合（政策的な位置付け、需要と供給のバランスを重視する必要）は個別に算定を進めるものとしますが、その対応が恒久的な取扱いにならないよう配慮するものとします。

3 進め方・スケジュール

3 – 1 進め方

- 基本的な考え方の策定後、個別施設の検討に着手する際、使用料見直しの実効性を高めることを目的に、次の段階に区分し、進めます。

※利用者の負担感の相対的な大きさを考慮し、有料施設と無料施設の検討を区分



3 – 2 スケジュール

令和7年11月 素案の策定

令和7年12月 議会への報告

令和7年12月～令和8年1月
パブリックコメント

令和8年3月 成案

■ 令和8年度以降に 各施設での使用料見直し に向け 検討・実施